

医療費助成制度のご案内

保険年金課 ☎66♦1102

下記の表に該当する方は、医療機関にかかった場合の医療費が助成されるので、申請をお願いします。

申請には、申請者の身分証明書と受給資格者（子ども医療の場合は保護者）のマイナンバー通知カードなど、健康保険証、印かんが必要です。

制度	対象	その他持参するもの
子ども医療	中学校卒業まで ○保険診療の自己負担分	
心身障害者医療	身体障害者手帳1～3級、腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級、療育手帳A判定またはB判定、自閉症状群と診断されている方 ○保険診療の自己負担分	・身体障害者手帳または療育手帳（自閉症状群は診断書）
母子家庭等医療	18歳以下の児童を扶養している母または父とその子（所得制限あり）、父母のない18歳以下の方 ※18歳になった後の最初の3月31日まで対象 ○保険診療の自己負担分	・戸籍謄本など ・児童扶養手当証書 ・前年の所得が確認できる書類
精神障害者医療	自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方 ○自立支援医療を受給している精神科の通院費の自己負担分（1割）	・自立支援医療受給者証（精神通院）
	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ○保険診療の自己負担分（平成26年3月以前の診療分については、精神病床以外の入院や通院は、自己負担分の2分の1）	・精神障害者保健福祉手帳 ※医療機関の領収書、高額療養費該当の場合は保険者からの決定通知書
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療加入者で、 ・障害者 ・母子家庭等医療の受給資格に該当の方、および精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・寝たきりまたは認知症で市民税非課税世帯の方（認定要件あり） ・ひとり暮らしで市民税非課税の方（認定要件あり。聞き取り調査を行います） ○保険診療の自己負担分	・障害者手帳（該当者のみ）

※市外にある病院・施設などに入所した方も、原則蒲郡市の対象者です。また、市内の施設などに市外から転入して入所された方の場合、原則前住所地の対象者です。

母障福医療費受給者証の更新

保険年金課 ☎66♦1102

8月1日(月)から次の受給者証が更新となります。

平成28年7月31日が期限の

母母子家庭等医療費受給者証

障障害者医療費受給者証

福後期高齢者福祉医療費受給者証（ひとり暮らし、ねたきりなどで認定を受けている方）

をお持ちの方は、6月下旬に通知する案内にしたがって更新の手続きをしてください。

8月からは必ず新受給者証を病院などの窓口へ提示し、受診してください。

※今までの受給者証は、保険年金課にお返しください。か、裁断処分してください。

非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減

保険年金課 ☎66♦1172

平成22年3月31日以後に倒産や解雇など自ら望まない形で離職した65歳未満の方（非自発的失業者）の国民健康保険税について、離職の翌日の属する月から翌年度末までの

間、離職者本人の給与所得を3割に減額して算定されます。

対象者は必ず「雇用保険受給資格者証」を提示して申告してください。

対象 離職時に65歳未満の方で、

・特定受給資格者
・特定理由離職者

※雇用保険受給資格者証の離職理由番号11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当

保険税の所得申告をお願いします

保険年金課 ☎66♦1172

国民健康保険税の軽減・減免を受けるには、所得の申告が必要です。収入がなかった方、非課税年金（障害基礎年金・遺族年金など）を受けている方、所得税、市県民税申告の必要のない方でも、所得の申告をしてください。

申告期限 6月28日(火)

